

誰もが暮らしやすい社会へ

4月から事業者の「合理的配慮の提供」が義務化されました

障 害 福 祉 課 ☎443-2056

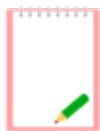
「合理的配慮の提供」は、障害のある人もない人も、互いに自分らしさを認め合いながら共に生きる社会(共生社会)を目指して「障害者差別解消法」で定められた行政機関等や事業者に求められる対応のことです。また、「障害者差別解消法」は「合理的配慮の提供」のほか、「不当な差別的扱い」の禁止も定められています。

義務 合理的配慮の提供とは

障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になりすぎない範囲で対応をすることです。

【例】 **意志** 法律相談をしたいが、難聴で音が聞き取りづらいため、電話など声を使わない方法で行いたい。

対応 筆談やメールなど、目で見える手段で相談を行う。



意志 車いすを利用して、イベントに参加したい。一人で行動できるが、困ったときに手を貸してほしい。

対応 原則は自力で走行してもらい、段差などがある所では、補助を行う。



「合理的配慮の提供」には対話が重要です

社会的なバリアを取り除くためには、障害のある人と事業者などが対話を重ね、共に解決策を検討することが重要です。障害のある人からの申し出への対応が難しくても、お互いが持つ情報や意見を伝え合い、代わりの手段を見つけましょう。

こんな考え方をしていませんか？

✕ 前例がないので断る

合理的配慮の提供は、状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは断る理由になりません。

✕ もし何かあったら大変なので断る

漠然と断るのではなく、どんなリスクが生じ、どうしたら対策できるか、具体的な検討が必要です。

✕ 特別扱いをする

障害のある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません。

✕ ○○の障害がある人は△△と決めつける

同じ障害でも、程度などによって適切な配慮が異なるので、個別に検討する必要があります。

禁止 不当な差別的取扱いとは

正当な理由なく、障害を理由として、障害のない人と異なる対応をすることです。

【例】 障害を理由に入店や施設の利用を断る



障害のある人に対し接遇の質を下げる



必要がないのに付き添い者の同行を求める



「障害のある方が怪我をするかもしれない」などの正当な理由で、障害のない人と異なる対応を行う必要がある場合は、障害のある方に理由を丁寧に説明して、理解を得るよう努めることが望まれます。

具体例など詳細は、内閣府のリーフレットをご覧ください。▶



国民年金のお知らせ

国民年金課 ☎443-2067

各行政サービスセンター

大沢野☎467-5811 大山☎483-1214

八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

富山年金事務所 ☎441-3926

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和6年4月から令和7年3月までの国民年金保険料は、**月額16,980円**で、納付期限は、**納付対象月の翌末日**です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニ・ATM・インターネットバンキング・電子決済(スマートフォンアプリ)で納めることができます。また、まとめて保険料を前払いすることで、割引を受けられます。

国民年金保険料の納付は、「口座振替」が便利です

「口座振替」を利用すると自分で納める手間が省け、納め忘れも防げます。金融機関または年金事務所まで手続きしてください。

必要書類

- ・基礎年金番号通知書、納付書など基礎年金番号がわかる書類
- ・預(貯)金通帳 ・預(貯)金通帳届出印
- ・本人確認書類

※「クレジットカード納付」もあります。年金事務所に問い合わせてください。

学生で保険料を納めるのが困難な場合には

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。ただし、学生については本人の前年所得が一定額^(※)以下の場合、申請により、在学中の保険料の納付が猶予される「**学生納付特例制度**」を利用することができます。

(※) [令和6年度] 128万円 + 扶養親族等の数 × 38万円 + 社会保険料控除等

対象 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などに通う学生

申請場所 保険年金課(市役所1階)、各行政サービスセンター、富山年金事務所(牛島新町)

必要書類

- ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの
- ・本人確認書類
- ・在学期間がわかる学生証の写し(両面)または在学証明書(原本)

申請期間 申請月の2年1カ月前から令和7年3月まで(20歳以降の学生期間に限る)
※年度単位での申請となります。



令和5年度に「学生納付特例制度」を利用し、令和6年度も引き続き在学予定の方へ

対象者には、4月1日に日本年金機構からはがき形式の「学生納付特例申請書」が送付されています。

同一の学校に在学中で、令和6年度も猶予を希望される方は、必要事項を記入し、返送してください。

「学生納付特例制度」で承認された猶予期間は未納期間にはなりません

- ・「老齢基礎年金」を受けるために必要な期間(10年)に算入されます。ただし、受給できる年金額には反映されません。
- ・万一の事故などによる「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」を受けるための必要な期間に算入されます。

追納制度も
あります

猶予の承認後10年以内であれば、この期間の保険料をさかのぼって納めることができ、将来の年金額を増やすことができます。ただし、3年度目以降に納める場合は、当時の保険料に一定の額が上乗せされます。追納を希望する場合は、富山年金事務所に問い合わせてください。

市役所出前講座

☎市民協働相談課 ☎443-2051

市職員が皆さんのもとに出向き、市の施策や将来像について説明する講座です(令和6年度は176種類)。

市民の皆さんに市政の情報を積極的に提供することで、開かれた市役所を実現し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。



開催日時

年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日9:00～21:00
(講座時間は90分以内)

※希望の日時・場所で受講できない場合があります。

※会場の確保、参加者への周知、講座の進行は、申し込みの方が行ってください。

受講対象

市内に在住か通勤・通学している10人以上の団体(自治会、NPO法人、各種団体、サークル、企業、学校など)

※営利・政治・宗教団体など、また個々の要望や陳情など、講座の趣旨に合わない場合には対象となりません。

費用

無料

※資料代など実費が必要な場合があります。

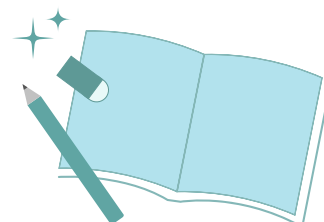
申込方法

講座内容や日時などを各担当課に相談の上、実施予定日の14日前までに、申込書で各担当課に申し込んでください。

※講座の一覧と申込書は、市役所、各行政サービスセンター、各中核型地区センター、各地区センターなどにあるほか、市ホームページ(No.1004806)からもダウンロードできます。

令和6年度から次の講座を開講します

講座名	担当課	電話
生活習慣病の発症予防・重症化予防のポイント	保健所地域健康課	428-1153
女性の健康		
「こどもまんなか」の推進について	こども支援課	443-2252
有機農業の取組拡大について	農業水産課	443-2083
富山市総合交通計画	交通政策課	443-2195
オーラルフレイルとフレイルについて	富山まちなか病院総務医事課	423-7727



こんな講座が人気です

講座名	担当課	電話
火災から身を守るために (住宅用火災警報器について)	富山消防署 ※富山北・呉羽・水橋・大沢野・大山・八尾・婦中消防署でも受け付けています。	493-4141
消火器について(消火器体験実習会)		
普通救命講習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ		
救命入門コース(90分)		
その他の救急講習		
消費生活講座 (消費者トラブルにあわないために)	消費生活センター	443-2123
交通安全教室	生活安全交通課	443-2052
ごみの分け方、出し方	環境センター管理課	429-5017
もしもの災害にそなえて	防災危機管理課	443-2181
富山市洪水ハザードマップ ～洪水ハザードマップの見方・使い方～	河川整備課	443-2221



地域交流のための食堂を 立ち上げる団体を支援します

- ・初年度運営費(食材費等)の支援が増えました
- ・年間実施回数要件を変更しました

岡市民協働相談課 ☎443-2051

地域の子どもから高齢者まで、誰もが参加できる食堂の開設に取り組む団体を支援します。

対象団体

- ・町内会などの地域住民団体
- ・ボランティア・NPO活動を行う組織・団体 など

主な要件

- ・年間で**12回以上**実施し、計画的に運営する
- ・地域住民(子ども含む)に、無料または材料費の実費程度の負担で栄養バランスのとれた食事の提供を行う
- ・食事提供に併せて、子どもから高齢者まで、あらゆる世代の地域住民の交流活動を行う
- ・食物資源を有効利用し、フードロス削減に取り組む

申込方法

申請書を、直接、市民協働相談課(市役所7階)へ。
※補助の対象になるか、事前に相談してください。
※申請書は市民協働相談課にあるほか、市ホームページ(No.1012281)からもダウンロードできます。

次の経費が対象です

①食堂の立ち上げ・初期の運営に必要な経費

- ・調理器具購入費(炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫、鍋など)
 - ・家具購入費(テーブル、椅子など)
 - ・食器購入費(皿、コップ、箸、スプーンなど)
 - ・広告宣伝費(チラシ作成費など) ・保険料
 - ・食品衛生責任者講習会の受講費 ・会場借上料 など
- ※賃金、謝金、旅費、食材費などを除く。

②食堂の立ち上げ初年度の運営に必要な経費

- ・食材費 ・光熱水費
- ※賃金、謝金、旅費を除く。

補助金額

- ① 1カ所あたり20万円(上限)
 - ② 1カ所あたり6万円(上限)
- ※1回限りの交付です。



がん患者用補正具の購入費用を助成します

岡保健所地域健康課 ☎428-1153

がん治療に伴う外見変化を補完する補正具の購入費用を助成します。

対象 次の全てに該当する方

- ・申請日に市内居住で、市内に住民登録している
- ・がんと診断され、その治療を受けたまたは受けている
- ・がん治療に起因する頭髪の脱毛または乳房の形の変化に対応するための補正具を購入した

申請方法 申請書などを、直接または郵送で、保健所地域健康課(〒939-8588 蛸川459-1)へ。

助成金額

- 購入費用の2分の1または次の上限額のいずれか低い額
- ・全頭用ウィッグなど頭髪補正具……………上限3万円
 - ・補正パットや人工乳房など乳房補正具(左右)…上限各2万円
- ※令和6年4月1日以降に購入したものを。
※対象補正具につき原則1回助成可能。
※詳細は、市ホームページ(No.1015190)をご覧ください。

取引・証明用「はかり」の定期検査

岡消費生活センター ☎443-2123

取引や証明に使用する「はかり」は、2年に1度の定期検査を受けることが計量法で義務付けられています(検査には手数料がかかります)。

令和6年度の検査対象区域

総曲輪、安野屋、五番町、星井町、西田地方、堀川、堀川南、桜谷、五福、神明、山室、山室中部、太田、蛸川、新保、熊野、月岡、四方、八幡、草島、倉垣、呉羽、長岡、寒江、古沢、老田、池多、光陽

新規で検査を希望する方は、消費生活センターに問い合わせてください。また、集合場所検査(公共施設で行う定期検査)は、9月~10月に実施します。詳細は、市ホームページ(No.1005028)をご覧ください。

取引や証明に使用するはかりの例

- ・商品の料金特定に使用するはかり(量り売り)



- ・薬局で調剤し、販売するために使用するはかり

